

仕 様 書

案 件 名 称	令和8年度県立病院（こころの医療センター・一志病院） 先発・後発医薬品の購入（単価契約）
品 目	（先発品）入札書別紙（単価契約品目一覧）のとおり （後発品）入札書別紙（単価契約品目一覧）のとおり
入札書提出場所	病院事業庁県立病院課 総務班
履 行 期 間	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
発注及び納品等	
（1）発 注	各県立病院で行う
（2）納 品 場 所	津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター 薬剤室 津市白山町南家城616 三重県立一志病院 薬剤室
（3）代金の請求	各県立病院に請求する

1 条 件

下記の要件を満たすこととします。

- （1）誠実に契約が履行できるとともに、安定的な供給を継続的に行うことができること。
- （2）発注者が指定する日時に、指定する数量の医薬品を納入できること。
- （3）医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づく医薬品卸売販売業の許可を受けており、医薬品の有効期限チェックや特定管理薬品及び保冷薬品の管理体制が整備されていること。
- （4）緊急時の発注に対応できるように十分な在庫を持ち、院内業務に支障をきたさないよう配送の手配を確実に行うこと。
- （5）単価契約を締結した後に医薬品が製造中止等の理由により供給できない場合は、別途協議のうえ、同等以上と認められる医薬品を供給するものとする。

2 注意事項

- （1）入札書は、表紙に記名押印のうえ、入札書別紙（品目一覧）を添付し、袋とじ又は割印をしてください。
- （2）入札内訳書は、入札書別紙（品目一覧）によることとし、書面及び電子ファイルの2種類を提出してください。提出方法は調達説明書をご覧ください。
- （3）入札内訳書には医薬品ごとに税抜きの入札単価を入力するものとし、それ以外の部分は入力不要です。計算式が入っているため一切変更を加えないでください。また、価格は整数止めとし、小数点以下の値は入力しないでください。
- （4）購入予定数量は、令和7年1月1日から令和7年12月31日までの購入実績に基づき算出した見込数量であるため、数量及び金額分の購入を約束するものではありません。
- （5）入札書提出後、入力ミス等による修正や差替えは一切受け付けられませんのでご注意ください。

3 落札者の決定について

- (1) 先発品、後発品は分けて入札を行います。
- (2) 先発品、後発品ともメーカーごとの落札単位とし、品目ごとの入札単価（税抜・円未満入力不可）に購入予定数量を乗じて算出した金額のメーカーごとの合計金額が、予定価格の範囲内で最低価格を提出したものが当該メーカー医薬品の落札候補者となります。
- (3) 落札者となるべき入札業者が複数となった場合は、くじで落札者を決定します。

4 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注者に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注者と協議を行うこと。
- (2) 受注者が（1）のイ又はウの義務を怠ったときは、暴排要綱第7条の規定により落札停止要綱に基づく落札資格停止等の措置を講じます。

5 その他

- (1) 契約締結日は令和8年4月1日とします。
- (2) 当該競争入札の落札決定の効果は、次年度予算の発効時（令和8年4月1日）において生じます。
- (3) その他、記載のない事項については三重県病院事業庁会計規程の定めるところとします。